

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成28年7月28日								
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府八幡市八幡園内75番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 八幡市 市長 堀口 文昭								
主たる業種	地方公務					細分類番号	9	8	2	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで									
基本方針	環境マネジメントシステムの導入により、省エネ・省資源の推進、環境啓発の実施を図り4%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。									
計画を推進するための体制	市長を本部長とする環境政策推進本部を設置し、KES・環境マネジメントシステム(ステップ1)の運用により、市が行うすべての事務事業に関し、環境に配慮するために策定された計画の点検、評価、見直しを行う。									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	4,169.9 トン	4,046.8 トン	3,986.6 トン		-3.7	パーセント			
	評価の対象となる排出の量	4,176.2 トン	4,046.8 トン	3,986.6 トン		-3.8	パーセント			
	実績に対する自己評価	本庁舎、出先機関において省エネ対策(市エコ・オフィスの取り組み)を徹底した。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率			
	市役所本庁舎 (水道部局含む)	事業活動に伴う排出の量 (建物床面積)	4.29	4.16	4.05		-4.31	パーセント		
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント		
	実績に対する自己評価	本庁舎、出先機関において省エネ対策(市エコ・オフィスの取り組み)を徹底した。								
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考				
		100.0	100.0	100.0						
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	本庁舎、別館、分庁舎内において空調設備更新時に高効率のものを設置。また庁舎内照明を順次LEDダウンライトへ改修。								
	(27)年度	本庁舎、別館、分庁舎内において空調設備更新時に高効率のものを設置。また庁舎内照明を順次LEDダウンライトへ改修。さらに、業務に支障のない範囲で蛍光灯を間引いた。								
	(28)年度									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	市環境マネジメントシステム運用の中で、環境啓発活動の実施の一環として、職員の通勤に際して、月1回以上マイカーを自棄しノーマイカーデーの取り組みを実施している。								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ノーマイカーデーの取り組みは、身近に出来る環境に配慮した取り組みで、各職員が率先して実施でき、環境に対する意識づけになっている。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン					
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	就学前環境教育として市内保育・幼稚園、児童センターに大型紙芝居を用いて実施している。また省エネ対策としてゴーヤによる緑の葉いグリーンカーテン講習会を実施、参加した市民にゴーヤの苗配布を行っている。11月に実施したスマート・エコ祭でグリーンカーテン写真コンテストを開催し、市内の市民、事業者にグリーンカーテンの取り組みを啓発し省エネの推進を図っている。									
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。									
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度						
	トン	トン	トン	トン						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。